

新産業廃棄物最終処分場整備調査特別委員会 会議結果

1 開催日 令和8年6月16日（火）

2 出席者 21名

(1) 特別委員会委員 8名

(2) 説明員

ア 茨城県 3名

県民生活環境部次長、資源循環推進課長、資源循環推進課新最終処分場整備室長

イ 一般財団法人 茨城県環境保全事業団 2名

常務理事、参事兼整備課長

ウ 日立市 4名

市民生活環境部長 ほか

(3) 議会事務局 4名

3 会議概要

(1) 案件の協議

茨城県から報告を受け、質疑を行った。

なお、報告内容及び主なやり取りは、次のとおり。

ア 新産業廃棄物最終処分場の整備状況について

新処分場の供用開始時期について、新処分場本体工事の進捗状況や新設道路工事の事故の影響等を踏まえ、従来の目標としていた令和8年度末より1年半程度延期となる見通しとしたことについて説明があった。

新処分場本体工事について、現在、主に敷地造成工事、防災調整池、浸出処理施設の設置工事などを実施しており、昨年12月からは埋立地北側区画の遮水工下地となるモルタル吹付工事等を実施中であり、浸出処理施設の設備については一部設置が完了し、今後、建屋の建築工事に着手する予定であることについて説明があった。

また、埋立地の造成工事は、沈下・変形しにくい礫質土を日々選別採取しながら作業しているため、計画より時間を要しており、施設の完成が令和8年度末から1年程度遅れる見通しであり、完成後は試運転などの試行期間が必要であることについて説明があった。

新設道路工事について、諏訪工区では（仮称）大久保町第2トンネル本体工事等を進めているが、3月に発生した第2トンネル内での事故により現在トンネル工事を一時中止し、県土木部において事故原因の究明及び再発防止を検討中であること、また、県民生活環境部から元請業者に対し、無事故無災害で整備完了を着実に果たすよう強く要請したことについて報告があった。

大久保工区では、（仮称）第1号橋及び第2号橋の下部工が完了しており、（仮称）大久保町第1トンネルでは、5月から発破掘削工事を実施し、4月下旬に現場周辺の自治会を対象とした説明会を開催したことについて報告があった。

新設道路については今後、新処分場本体工事との工程調整を図りながら、安全確保に必要な工期を確保し、新処分場の供用開始時期と合わせた開通を目指して整備を進めること、また、周辺道路工事として、県道日立常陸太田線の片側歩道整備及び油縄子交差点改良について、用地交渉を進めていること、片側歩道整備については、用地取得が不要な区間の工事を進めていることについて報告があった。

イ エコみらいひたち設置に伴う環境保全等に関する協定の締結について

協定締結の趣旨について、新処分場エコみらいひたちの整備から施設の廃止までの期間における生活環境の保全等に係る基本的事項や役割を取り決めることで、関係者間の信頼関係の醸成を図るものであることについて説明があった。

締結当事者は、茨城県、茨城県環境保全事業団、日立市、エコみらいひたち地元4学区住民協議会の4者であること、主な締結項目は、受入廃棄物や埋立期間のほか、環境モニタリングの実施や、工事車両、搬入車両の安全対策であり、埋立期間を23年間と明記したほか、環境モニタリングの実施、また、工事車両や搬入車両の運行経路、運行台数などを明記していることについて説明があった。

協定締結日は5月22日であり、県庁で締結式を行ったこと、また、本日の説明内容については、6月22日に4学区住民協議会へ説明する予定であることについて報告があった。

■ 主なやり取り

- ア 委員： 工期が1年半延びることにより、工事車両の通行による地域住民への交通負担や事故リスクが継続することになるが、地域住民や学校への説明をどのように考えているのか。
- 回答： 地元の関心と心配は高いと承知している。速やかに4学区住民協議会に説明するほか、新聞折り込み等で市民全体に周知するとともに、工事車両対策や環境モニタリングを含め、万全な安全対策に取り組み、地元の信頼の醸成を図っていきたい。
- 意見： 地域住民等への丁寧な説明をぜひお願いしたい。また、絶対に交通事故を起こさないよう、工事業者への指導と注意喚起をお願いしたい。
- イ 委員： 新設道路工事について、資料1の3ページに「工事の安全確保に必要な工期を確保しながら」とあるが、具体的にどのくらいの工期を見ているのか。
- 回答： 諏訪工区では処分場工事と新設道路工事が隣接する箇所があり、調整を図りながら1年半の見通しとしている。本年（令和8年）3月の事故を踏まえ、安全確保を最優先に必要な工期を精査して設定した。
- 委員： 供用開始時期は、確定していないという理解でよいのか。
- 回答： 造成工事の状況や試運転等を考慮し、今後の工事状況を見ながら供用開始を見定めていく必要があると考えている。
- 意見： 前回の令和8年3月の委員会で、工事業者が供用開始時期に合わせて無理な工程を組むおそれがあるのではないかと指摘した。県から業者に対して強く無事故無災害を要請したとのことだが、当委員会でも、委員長をはじめ、委員会として強く無事故・無災害をお願いしている。今回も改めて無事故・無災害を強く要望する。
- ウ 委員： 笠間市との協定と日立市の協定で大きく異なる点があるか。
- 回答： 現処分場では規定された地域振興事業に関する規定が新処分場のほうでは規定せず、新処分場は環境保全に特化した協定とした。現処分場に規定されていない建設工事期間中の環境保全に関する取り組み及び交通安全対策を新たに規定している。

エ 委 員 : 協定の内容について、今後変更できるのか。

回 答 : 基本的には今の協定で工事期間中から廃止までの内容を全て盛り込んでいる。もし、状況変化等があれば、4 者で協議し、新たに定めることもあり得るものと考えている。

オ 委 員 : 地域振興事業は供用開始延期の影響を受けないものと理解してよいのか。

回 答 : 今回の供用開始の延期に伴い、地域振興事業に遅れが生じることはないものと考えている。県においては令和4年度から順次実施しており、県道の交通安全対策として、梅林通りや大久保中学校からおおくぼ児童公園までのガードパイプの設置などを行っている。また、整備地周辺の県道日立常陸太田線は、片側歩道整備を進めており、一部完成した箇所もある。国道6号の油縄子交差点改良についても、用地買収に向けて取り組んでいる。鮎川の環境整備として、今年度は西田橋付近のしゅんせつなども予定しており、当初の計画どおり順調に進めている状況である。

カ 委 員 : 環境学習施設の進捗状況を教えてほしい。

回 答 : 環境学習施設の基本設計の状況については、当初は6月の委員会での報告を予定していたが、処分場の供用開始時期変更に伴い、基本設計業務の期間を9月まで延長することとした。

委員からの御意見を踏まえ、施設の機能や展示内容の充実を図り、日立市民に満足してもらえる施設となるよう検討を進めている。開館時期は、最終処分場本体の供用開始と同時期となるよう整備を進めていきたい。

意 見 : 委員会が期待している以上のものを実現させるよう、強く要望する。

以 上